

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 24 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 調達内容

(1) 業務名

令和 6 年度スマート農業技術普及業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県 農林水産局 農業技術課（広島県庁本館 4 階）

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

項目	評価項目	内容
技術評価	実施計画	・業務実施計画書（様式任意）
	実施体制	※各評価項目におけるすべての評価基準を審査可能な記載方法とすること。評価基準は【3 総合評価に関する事項】を参照。
政策評価	社会的責任等	・障害者雇用率、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録が確認できる書面（評価基準を満たしている場合に提出）
	法令遵守	・労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票（必須）

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目		評価基準	配点	評価方法
技術評価	実施計画	【実施計画】 ○実施計画の妥当性の評価	・実施計画に妥当性があり、実施期間内に業務を履行できるか。 【係数：2】	10.0	各評価項目について 5：優れている 4：やや優れている 3：中程度である 2：やや劣っている 1：劣っている の5段階評価を行い、評価項目毎に設定した係数を乗じて点数を算出する。 技術評価点の合計が満点の6割に達しない場合は落札者とし ない。
		【体制】 ○実施体制の妥当性の評価 ○急な対応についての評価	・業務に応じた適正な実施体制となっているか。 ・対応手順に妥当性があるか。 【係数：2】	10.0	
	実施体制	【専門性、能力】 ○過去5年間のスマート農業の推進及びその他同種業務の参画実績の評価	・本業務と同様な、スマート農業に係る支援の実績があり、支援実施のノウハウがあるか。 (年度、役割、内容、成果等) 【係数：2】	10.0	
		○専門家の構成、技術、資格等の評価	・技術者・資格者の配置状況 【係数：2】	10.0	
政策評価	社会的責任等	○障害者雇用への取組の評価	・障害者雇用率2.3%以上	2.5	各評価項目における評価基準を満たしているか評価し、満点もしくは0点とする。
		○仕事と家庭の両立支援への取組の評価	・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録有り	2.5	
	法令遵守	○社会保険等の加入状況	・社会保険等への加入有り	2.5	
		○業務従事予定者の賃金水準	・最低賃金を遵守している	2.5	
合 計				50.0	/
価格評価の配分点				20.0	
技術評価の配分点				40.0	
政策評価の配分点				10.0	
価格評価	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))				
技術評価	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)				
政策評価	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)				
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点				

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 政策評価の法令順守の項目について、要件を満たさない場合は失格とする。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61Kコンサルティングサービス」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県農林水産局農業技術課（広島県庁本館4階）
電話（082）513-3559（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時00分

ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定

する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールにより提出すること。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。

エ 書面により提出する場合の提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課(広島県庁南館1階)

電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

メールアドレス kaikanri@pref.hiroshima.lg.jp

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和6年5月14日(火)までに通知する。

(3) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、上記(2)エの場所に持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)により提出すること。

イ 提出期間

令和6年5月24日(金)午前9時から令和6年5月28日(火)午後5時までとする。ただし、郵送等による場合は、提出期間の終了日時までに必着とする。

(4) 技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局農業技術課(広島県庁本館4階)

電話(082)513-3559(ダイヤルイン)

メールアドレス nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp

イ 提出期限

令和6年5月28日(火) 午後5時

ウ 提出方法

持参、郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、持参、郵送等により提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及

び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(5) 開札日時

令和6年5月29日（水） 午後1時30分

6 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が高い場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「61K コンサルティングサービス」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(8) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局農業技術課（広島県庁本館4階）

電話（082）513-3559（ダイヤルイン）

メールアドレス nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp